一般社団法人日本くすりと糖尿病学会　履修薬剤師　別掲細則

第1条　糖尿病薬物療法履修薬剤師の認定を申請する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する.

1）日本くすりと糖尿病学会履修薬剤師制度規定　別掲第5条(1)(2)(4)を満たす申請書の提出と認定証の写しの提出.

※申請書式は、「糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規申請　書式1」を使用すること.

- 薬剤師免許の写し(裏書のある場合は、裏面も含む))を提出.
  薬剤師歴3年以上とは、薬剤師免許の発行されてからの年月を数える.
- 下記のいずれかの資格の写しを提出.
  1）薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
  2）日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師
  3）日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師
  4）日本医療薬学会各種専門薬剤師

2）日本くすりと糖尿病学会　履修薬剤師制度規定　別掲第5条(3)(5)を満たす証明証の原本及び写しの提出.

※認定薬剤師制度の認定更新及び申請に必要な所定単位一覧表を参照.

※申請書式は、「糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位申請・書式　表紙及び書式 1～5」を使用すること.

- 日本くすりと糖尿病学会学術集会の参加証には日病薬学認定単位および日本薬剤師研修センター単位の貼付必須.
- 当学会主催のすべてのア基礎編技能研修会および当学会が承認した地方での講習会・研修会(技能研修含む)の受講証の原本を提出(写しは承認しない).
- 糖尿病に関する講習会、研修会、及びe-learningなど他のプロバイダー認定単位が取得できる場合はプログラムの写しとプロバイダー認定単位(原本)を貼付(写しは承認しない).
- 糖尿病に関する学会での口頭発表、ポスター発表、論文投稿などの研究実績は、学術大会の表紙1部、要旨1部の写しで、申請者に赤線を引いてわかりやすく提出すること.
- 本学会での発表においても同様に、学術大会の表紙1部、要旨1部の写しで、申請者(筆頭発表者として1回以上の学会発表)に赤線を引いてわかりやすく提出すること.
- 糖尿病に関した各学会誌の論文と論文投稿時の投稿規定1部写しを提出すること
- 糖尿病に関した各雑誌の投稿文書1部写しを提出すること

第2条　申請審査料

糖尿病薬物療法　履修薬剤師　書類審査料　10,000　円

第3条　履修薬剤師　認定証の発行料

糖尿病薬物療法 履修薬剤師　認定証発行料　3,000 円

第4条 糖尿病薬物療法　履修薬剤師の認定を更新する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する.

1) 日本くすりと糖尿病学会履修薬剤師制度規定　別掲第9条(1)を満たす申請書の提出と証明証の写しの提出.

※申請書式は、「糖尿病薬物療法　履修薬剤師　更新申請　書式1」を使用すること.

- 継続的に本学会会員であること.
- 履修薬剤師の証明証の写しを提出.

2) 日本くすりと糖尿病学会履修薬剤師制度規定　別掲第9条(2)(3)(4)を満たす証明証の写しの提出.

※認定薬剤師制度の認定更新及び申請に必要な所定単位一覧表を参照.

※申請書式は、「糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位申請・書式　表紙及び書式 1～5」を使用すること.

- 日本くすりと糖尿病学会学術集会の参加証には日病薬学認定単位および日本薬剤師研修センター単位の貼付必須.
- 当学会主催のすべてのアドバンスト編技能研修会および当学会が承認した地方での講習会・研修会(技能研修含む)の受講証の原本を提出(写しは承認しない).
- 糖尿病に関する講習会、研修会、及びe-learningなど他のプロバイダー認定単位が取得できる場合はプログラムの写しとプロバイダー認定単位(原本)を貼付(写しは承認しない).
- 糖尿病に関する学会での口頭発表、ポスター発表、論文投稿などの研究実績は、学術大会の表紙1部、要旨1部の写しで、申請者に赤線を引いてわかりやすく提出すること.
- 本学会での発表においても同様に、学術大会の表紙1部、要旨1部の写しで、申請者(筆頭発表者として1回以上の学会発表)に赤線を引いてわかりやすく提出すること.
- 糖尿病に関した各学会誌の論文と論文投稿時の投稿規定1部写しを提出すること
- 糖尿病に関した各雑誌の投稿文書1部写しを提出すること

3) 更新保留申請した場合は、上記　1)2)3)に関しても保留延長期間を更新期間とする(最大8年間). 更新するときに更新保留申請書も添付する.

※「更新保留申請書」の提出

第5条 更新審査料

糖尿病薬物療法 履修薬剤師　更新書類審査料　10,000 円

第6条 履修薬剤師　更新認定証の発行料

履修薬剤師　更新認定証発行料　3,000 円

第7条 糖尿病薬物療法認定薬剤師の更新が無理な場合は、履修薬剤師の認定更新へ変更することが可能であり、履修薬剤師の認定をする者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する.　ただし規約別掲の細則第4条の糖尿病薬物療法　履修薬剤師の更新申請手続きと細則別掲の第5条、第6条の更新申請料、認定証の発行料を参考とする. ただし、履修薬剤師の場合は、認定薬剤師として呼称できない.

補足）ただし、認定薬剤師を申請する場合は、細則第1条を参考にして新たに認定申請し、認定試験を受講しなければならない。

第8条 学会員の登録情報の変更およびを糖尿病薬物療法　履修薬剤師認定証の再発行の申請する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する.

1） お名前の変更、施設変更、住所変更等がある場合は、登録事項変更届を事務局に提出すること.

2） 糖尿病薬物療法　履修薬剤師認定証の再発行する場合は、糖尿病薬物療法　履修薬剤師認定証の再発行申請書を事務局に提出すること.

第9条 登録変更申請料・糖尿病薬物療法（准）認定薬剤師認定証の再発行申請料

① 登録変更申請料　無料

② 糖尿病薬物療法　履修薬剤師認定証の再発行申請料　3,000 円

（細則：添付資料） 認定薬剤師制度の申請・更新に必要な所定単位基準（一覧表）
履修薬剤師の所定単位も認定薬剤師の所定単位と同様である。

1. 糖尿病に関する学会・学術大会への参加・発表に関する所定点数（1学会1日に付き）

集合(現地参加)のみで開催した 学会・学術集会名	単　位		
	参加	筆 頭 発 表※②	共 同 発 表※③
日本くすりと糖尿病学会（P認定単位は、参加のみ）	４※①	3	1
日本糖尿病学会（全国大会）	4	3	1
日本糖尿病合併症学会,日本糖尿病情報学会,糖尿病学の進歩,日本糖尿病協会療養指導学術集会,日本糖尿病妊娠学会,日本糖尿病肥満動物学会,日本糖尿病医療学学会, 日本糖尿病学会地方会 ,肝臓と糖尿病・代謝研究会	3	2	1
糖尿病に関連する基礎研究・臨床研究の学会発表について国際学会、日本薬学会　日本老年学会、日本病態栄養学会、日本静脈栄養学会、日本腎臓病学会、日本腎臓病薬物療法学会、日本薬剤師会学術大会（地方会は除く）、日本病院薬剤師会地方会、日本医療薬学会など※②	ー	2	1

※①外部評価された日本薬剤師研修センターおよび日病薬薬学認定制度にも互換性があり、使用することは可能です。当学会以外の認定単位として使用可能であり、どちらか一方で使用してください。ただし、当学会の糖尿病認定薬剤師制度単位として取り扱う場合は、当学会が発行したP認定単位を学術集会の主催者より交付された参加証明書（学会名、学会開催日、学会長名の記載があり、参加者の所属と氏名の記載があるもの）の写しか原本の表面に直接貼付してください。貼付されていない参加証は、P認定単位として認められません。P認定単位は写しでは対応できません。

注1）当学会以外の学術集会への参加証明は、主催者より交付された参加証明書（学会名、学会開催日、学会長名、参加者の所属と氏名の記載があるもの）で、申請する際は写しで可能です。

注2）参加証明証以外の証明できないネームカードや領収書の場合は、一切受け付けないので紛失しないように管理してください。

注3）本学会での筆頭・共同発表は、P認定単位を渡さないため、P認定以外の単位で承認します。

※②③　学会・学術大会での発表は糖尿病に関する発表のみに所定点数として加算できます。ただし、参加証、学術集会の表紙と抄録（プログラム）など写しを添付すること。ただし、発表ごとに、講演集・要旨集の表紙および発表要旨が掲載されている該当ページの写しを1部添付し、表紙の右上部に発表番号を記入してください。また、申請者本人に朱色の下線を付してください。

※②③　学会・学術大会でのシンポジウム、座長は所定点数として認められていません。認定薬剤師の実績として記載してください。

2. 糖尿病に関するWeb・オンライン学会・学術大会への参加・発表に関する所定点数

（1学会1参加証に付き）

Web・オンライン、集合とのハイブリッド型での開催した 学会・学術集会名	単　位		
	参加※⑤	筆 頭 発 表※②	共 同 発 表※③
日本くすりと糖尿病学会※④ （P認定単位の発行は学術集会の記載を確認）	P認定単位 発行された 単位数※⑥	3	1
日本糖尿病学会（全国大会）	12	3	1
日本糖尿病合併症学会,日本糖尿病情報学会,糖尿病学の進歩, 日本糖尿病協会療養指導学術集会,日本糖尿病妊娠学会, 日本糖尿病肥満動物学会,日本糖尿病医療学学会	6	2	1
日本糖尿病学会地方会 ＊ （＊地方会によっては1日間と2日間に分かれるがすべて同じ単位数とする） 肝臓と糖尿病・代謝研究会	3	2	1
糖尿病に関連する基礎研究・臨床研究の学会発表について 国際学会、日本薬学会　日本老年学会、日本病態栄養学会、 日本静脈栄養学会、日本腎臓病学会、日本腎臓病薬物療法学会、日本薬剤師会学術大会（地方会は除く）、日本病院薬剤師会地方会、日本医療薬学会など※②	ー	2	1

（注意事項1）Web・オンライン学会、集合とのハイブリッド型で開催した学会・学術集会の所定単位は、**参加証1枚で上記の単位を認めるが、参加証をなくした場合は認めない。**

（注意事項2）申請する場合には、**参加証の右上に「Web」とマジックで記載**して、添付すること。

※②③　学会・学術大会での発表は糖尿病に関する発表のみに所定点数として加算できます。ただし、参加証、学術集会の表紙と抄録（プログラム）など写しを添付すること。ただし、発表ごとに、講演集・要旨集の表紙および発表要旨が掲載されている該当ページの写しを1部添付し、表紙の右上部に発表番号を記入してください。また、申請者本人に朱色の下線を付してください。

※②③　学会・学術大会でのシンポジウム、座長は所定点数として認められていません。認定薬剤師の実績として記載してください。

※④　日本くすりと糖尿病学会学術集会のWeb・オンライン学会としての開催の場合には、P認定単位の発行に関しては学術集会に記載しているので確認した単位に関して取得をしてください。取得方法などは、学術集会のホームページ等をご確認ください。

※⑤　参加したWeb・オンライン学会（本会以外）での参加証1枚の1回（複数日あっても1回限り）の所定単位数のみP認定以外の単位として与えられる。

※⑥　日本くすりと糖尿病学会学術集会のWeb・オンライン学会、集合とのハイブリッド型で開催した学術集会のP認定単位に関しては、学術集会ごとに違うこともあるので、学会ホームページ

および要旨集を確認してください。

3. 論文の執筆に関する所定単位（糖尿病に関する論文に限る）

複数者の査読がある国内外の学会誌　※⑦	単　位	
	筆頭発表	共同発表
日本くすりと糖尿病学会　学会誌	5	2
インパクトファクター(impact factor 、IF) のある雑誌（欧文）	10	2
日本糖尿病学会、日本糖尿病学会地方会 、日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病情報学会、肝臓と糖尿病・代謝研究会、日本糖尿病協会療養指導学術集会、日本糖尿病妊娠学会、日本糖尿病肥満動物学会などの学会誌	5	2
医療薬学誌、TDM 研究、YAKUGAKU ZASSHI、日本臨床薬理学会誌、日本病院薬剤師会雑誌、日本薬剤師会雑誌、日本老年学会・日本病態栄養学会・日本静脈栄養学会・日本腎臓病学会・日本腎臓病薬物療法学会など学会誌	5	2

※⑦ 申請時には、各学会誌の論文と論文投稿時の投稿規定1部写しを提出すること。
当学会誌の場合は、投稿規定の写しは必要ない（省略可）。
論文は、原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例なども可能とする。ただし、複数査読は必須。

4. 技能研修および当会が承認する講習会･研修会に関する所定単位

講習会・研修会への参加	単位
技能研修会（基礎編・アドバンスト編）（P認定単位）※⑧ ・自己注射手技 ・血糖自己測定手技 ・症例検討	90 分 1 単位 （45分0.5単位）
当学会が承認した他の学会、地方での講習会・研修会（技能研修含む）※⑨（P認定単位）	
糖尿病に関する講習会、研修会、及びe-learningなど他のプロバイダー認定単位が取得できる場合※⑩	
当学会が承認したZOOM・Web講習会・研修会など（P認定単取得している研修）※⑪	

※⑧ 学会開催中の基礎技能研修は、P認定単位の発行はありませんが修了証としてのみ有効となります。
※⑨ JPDS教育研修委員会にて講習（研修）認定単位の申請を行い、「認定薬剤師の申請および更新に必要な単位研修の認定基準」を満たして承認された講習会および研修会。
※⑩ 薬剤師認定制度認証機構（CPC）よりプロバイダー認証されている認定単位との相互に単位の互換性があります。ただし、いずれかの一つのみに単位は有効となります。他のプロバイダー認定単

位（時間）が当会の認定単位（時間）が異なる場合は、当会に合わせて認定単位として承認する（45分未満は0単位、45～89分は0.5単位、90～135分は1単位として考えること）。ただし、糖尿病関連を証明するプログラムを添付すること。
※⑪　COVID-19感染拡大などの新興感染症の流行に伴い、集合研修ができない場合は、ZOOM・Web研修会・講習会のなどのライブ、オンデマンド、e-learningなどのシステムで、認定単位を付与するために「「一般社団法人　日本くすりと糖尿病学会主催・共催での集合研修をはじめZOOM・Web研修会・講習会のなどのライブ、オンデマンド、e-learningなどのシステム環境下でP認定単位を付与する規定」の設定を遵守していることが条件となります。本会ホームページにて承認された講習会・研修会が記載されていますので参考にしてください。
注意事項）
上記のP認定単位と記載のある所は、P認定単位が発行された場合のみ有効となります。また、他の学会でも当学会が承認した場合には、P認定単位が発行されます。その場合は、P認定単位で申請することも可能です。なくさないように、保管して申請してください。

糖尿病薬物療法　履修薬剤師の書類関係一覧表

参考書類

1. JPDS　糖尿病薬物療法　履修薬剤師の目的・取得順序等理解するためのお知らせ
2. JPDSが承認する認定薬剤師制度の申請・更新に必要な所定単位一覧表
3. 糖尿病薬物療法　履修薬剤師の新規申請方法の条件と確認案内
4. 糖尿病薬物療法　履修薬剤師の更新方法の条件と確認案内
5. 糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規申請　書式1
6. 糖尿病薬物療法　履修薬剤師　更新申請　書式1
7. 糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位申請・書式　表紙
①糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位（P認定単位）申請・書式　1
②糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位申請貼付・様式　2
③糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位（原著論文）申請・書式　3
④糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位（P認定単位以外）申請・書式4
⑤糖尿病薬物療法　履修薬剤師　新規・更新申請　所定単位（P認定単位以外）申請貼付・様式5
8. 履修薬剤師の申請・更新に係る提出物のチェックリスト
9. JPDS　履修薬剤師　新規・更新申請　審査料　貼付書式

糖尿病薬物療法認定薬剤師申請後の審査料返金は受け付けませんので、申請書提出の際には、提出物チェックリストを参考に確認を行ってください。

別 掲 付 則

1. この内規は 2019年 10月 1日から施行する.

2. この内規を変更する場合は, 理事会の承認を必要とする.

3. 2020 年までの申請において旧細則に基づく申請を認める.

2015 年 5 月 20 日施行

2016 年 7 月 1 日改定(第1条改定)

2016 年10 月28 日改定(第1条改定)

2017 年 9 月 16 日改定(第 1, 4 条改定)

2019 年 9 月 1 日改定 別掲(第 10～16 条改定, 第 14 条, 15 条, 16 条追記)

2020 年 10 月 1 日改定(准認定薬剤師より履修薬剤師へ名称変更と一部所定単位の変更)

(Web・オンライン、集合とのハイブリッド型での開催した学会・学術集会での所定単位付与の追記)

2020 年 11 月 20 日 理事会改訂承認

2021 年 9 月 30 日改訂(履修薬剤師の申請の薬剤師歴の一部変更)